

連合会と中央会を結ぶ

FAX 旬報

令和3年8月18日 No663号

< 随時発行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax 050-3730-1064

Mail chuokai@ajlma.jp

※速報版のため事後修正の可能性あり

売上減少 15%以上及び 90%以上の事業者支援 7月、8月分に加え【9月支給分】も適用へ

中央会・政治連盟の要望により、緊急事態措置、まん延防止等重点措置の長期化・拡大により影響を受ける、売上減少 15%及び 90%以上の事業者に対する都道府県の支援について、これまでの7月及び8月の支給分に加え、9月の支給分についても適用されることになりました。

これは都道府県が独自に酒販店支援を実施する場合、特別の措置として地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を活用し、国が都道府県に対し財政支援を行うこととするものです。

- ① 8月・9月の2か月連続、売上減少▲15%以上の事業者について、▲30%以上減の者と同等のものとして9月分の横出し支援を行う場合
- ② 9月の売上減少▲90%以上の事業者に対する特別な上乘せ（合計4倍まで）を行う場合

※7月及び8月の支給分については、7月15日送付「FAX旬報No.660」をご参照ください。

詳細につきましては、別紙8月17日付国税庁事務連絡をご参照ください。

また、これまでの支援策と同様「都道府県が独自に酒販店支援を行う場合、国が都道府県に対し財政支援を行う」ものであり、地元選出議員、都道府県議会議員・議会、知事等への要望が必要です。7月19日付で連合会宛に要望書ひな形をメールしていますが、ご不明点等がございましたら、中央会事務局へご連絡ください。

■緊急事態措置、まん延防止等重点措置の発令地域と期間（令和3年8月18日現在）

東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、沖縄県	延長	【緊急事態宣言】 ～9/12
追加 茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡	8/20～	
北海道、福島、石川、愛知、滋賀、熊本	延長	【まん延防止等重点措置】 ～9/12
追加 宮城、山梨、富山、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛、鹿児島	8/20～	

■各都道府県の地方創生臨時交付金を活用した酒類販売事業者支援策

※7月13日付「街の酒屋さんを守る国会議員の会」総会資料をもとに作成。暫定版のため、最新の情報並びに詳細は各自治体に必ずお問合せください。

類型	支援内容・要件	都道府県
更なる上乗せ	① 売上70%以上減で更に法人20万円、個人10万円	東京、神奈川、千葉、愛知、三重、福岡、熊本
	② その他	埼玉
上乗せ	① 売上50%減で法人20万円、個人10万円	北海道、山形、東京、千葉、神奈川、石川、愛知、三重、京都、大阪、広島、福岡、熊本
	② ①を上回る支援（支援額の更なる上乗せ等）	青森、岩手、福島、茨城、徳島、香川、山口、鳥取、高知、佐賀、長崎、沖縄
	③ その他（従業員数、家賃等に応じた支援）	埼玉、滋賀、和歌山
要件緩和（横出し）	① 売上30%以上減で法人20万円、個人10万円	宮城、群馬、千葉、神奈川、三重、兵庫、広島、愛媛、熊本
	② ①を上回る支援（売上減要件の更なる緩和、支給額の更なる上乗せ等）	青森、福岡、茨城、埼玉、新潟、愛知、山口、鳥取、岡山、高知、佐賀、大分
	③ その他（地域の事情に応じた支援額の設定等）	北海道、東京、岐阜、香川、福岡
その他の支援	① 酒類業者向け支援（酒類事業者向け一律給付、販促事業、コロナ対策費支援等）	福島、長野、岐阜、大阪、高知、福岡、宮崎、鹿児島
	② 酒類業団体向け支援（需要回復キャンペーン等）	栃木、山梨、富山、京都、兵庫
支援策を検討中	酒類事業者・団体向け支援を検討中	福井、静岡